

## 同居承認に係る「特別な事情」の取り扱いについて

平成13年4月

住宅営繕事務所

### 1 趣 旨

同居の承認については、神奈川県営住宅条例（以下「条例」という。）第15条により、第1項「知事の承認」、第2項「承認してはならない事由」、第3項「特別の事情により、第2項の規定に係らず承認できる事由」が定められており、また、同居の承認に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項第1号から第3号により、条例第15条第3項の「特別の事情」を定めている。

しかしながら、当初の入居に際して同居を認められた者又は以後に同居の承認を受けた者が、就学等により一時的に退去したが、その理由が解消したことにより再度入居したい時において、同居後の入居世帯全員の所得が神奈川県営住宅条例の一部を改正する条例（平成24年神奈川県条例第32号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の神奈川県営住宅条例第6条第1項第2号に規定する金額を超えた場合は、条例第15条第2項の規定により不承認となり、同居不可能となっている。

就学のために退去した場合等においては、卒業等した時点では収入もなく、未だ、被扶養者と同様な状態であるが、不承認となることによって住宅に困窮する事例が数多く見受けられる。

そこで、昨今の社会情勢に鑑み、人道的見地から次の場合に該当するときは、要綱第2条に規定する「特別の事情」に準じる特例（高額所得者として認定された者を除く。）として承認できるものとする。

### 2 同居の承認ができる場合

- (1) 次に掲げる転出事由に該当する者で、当初の入居に際して同居を認められた者又は以後に同居の承認を受けた者が、転出後、転出事由の解消等により再度同居申請をする場合
  - ア 就学による転出
  - イ 就職による転出（転勤による転出を含む。）
  - ウ 婚姻（「内縁関係」を含む。）による転出（転出後の離婚の場合に限る。）
  - エ 世帯独立による転出
  - オ 入院・入所等による転出
- (2) その他、住宅営繕事務所長が、真にやむを得ない事情があり、社会通念上承認することが適当と認める場合

#### 附 則

この取り扱いは、平成17年4月1日から適用する。

この取り扱いは、平成24年4月1日から適用する。